

空き家の取得費や改修費に補助 金が出ます！（個人向け）

紋別市では、空き家が管理不全になる前に、流通を促進させ、利活用を図るため、取得や改修に係る費用の一部を補助します。

1 募集期間

令和4年4月11日（月）～令和5年3月17日（金）

※申込後、令和5年3月末までに取得・改修完了すること

※申込順に補助金予算枠に達した時点で募集を締め切ります

2 補助金額

取得費及び改修費の1/2 限度額 50万円

（空き家の取得に伴う取得費と改修費の補助金となります、既に取得済みは対象外です）

※以下加算額該当者は、限度額が75万円か100万円になります。

（1）中心市街地…空き家が幸町、本町、港町3～5丁目 加算額25万円

（2）子育て世帯…18歳未満の子どもがいる世帯 加算額50万円

（3）移住者…所有者になる人が3年以上市外に居住 加算額50万円

（実績報告日までに転入して頂きます）

3 対象者

（1）持ち家を所有していないこと

（2）市税等の滞納がないこと

（3）市条例に規定する暴力団員でないこと

（4）空き家に3年以上居住ができること

4 対象物件

（1）空き家バンクに登録された物件、又は取得改修前に市に相談ができる物件

（2）概ね1年以上空き家の一戸建て住宅

（3）賃貸物件、又は三親等以内の親族が所有する物件でないこと

5 対象取得・改修工事

（1）補助金の交付決定後に、取得もしくは着手する改修工事であること

（2）市内の業者が行う、以下の改修工事であること

①台所、浴室、洗面所、便所、給排水、電気、ガス設備、壁、床、内装等

※外構工事、家電や家具の備品購入、合併処理浄化槽や太陽光発電は対象外

6 申込方法等

あらかじめ下記窓口で、補助の対象有無を相談のうえ申請して下さい。

※その他、申請の流れやよくある質問は次項を参照して下さい。

（市役所4階 住宅政策担当 Tel24-2111 内線 342）

【申し込みから補助金交付までの流れ】

① 申込者は下記の書類を提出して下さい。

- 補助金交付申請書（様式1号）
- 空き家であることを確認する同意書（様式2号）
- 暴力団でないことを確認する同意書（様式3号）
 - ※世帯の中に男性で18～69歳の方のみ
- ・空き家に居住しようとする世帯全員の住民票（世帯主名・続柄・本籍記載有り）
 - ※紋別市外の方は現在居住している市区町村の住民票
- ・空き家に居住しようとする世帯全員の納税証明書
 - ※紋別市外の方は不要です
- ・空き家に居住しようとする世帯全員の名寄帳
 - ※固定資産税の課税がある方のみ
- ・補助対象建築物の登記事項証明書
 - ※法務局にて発行されます
- ・空き家の外観写真
 - ※カラープリントでも可能です
- ・取得する空き家の見積書のコピー
- ・改修する空き家の見積書のコピー
- ・改修工事を行う場合は、着工前の写真
 - ※カラープリントでも可能です



② 書類審査後、市職員が空き家とその改修しようとする箇所の現地確認をさせていただきます。その後、市役所から補助金交付決定通知書（様式第4号）が申込者へ届きましたら、取得手続きや改修工事を始めて下さい。

※移住者加算に該当する方は完了までに紋別市へ住民票を移して下さい。



③ 申込者は取得手続きや改修工事の完了後、下記の書類を提出して下さい。

- 補助実績報告書（様式7号）
 - ・取得した空き家の登記事項証明書
 - ※法務局にて発行されます
 - ・取得した空き家の契約書や領収書のコピー
 - ・改修した空き家の契約書や領収書のコピー
 - ・改修した箇所の写真
 - ※カラープリントでも可能です
 - ・移住者加算に該当する方は紋別市の住民票



④ 書類審査後、市職員が空き家と改修した箇所の現地確認をさせていただきます。その後、市役所から補助金交付確定通知書（様式第8号）が申込者へ届き、2週間前後で銀行口座へ補助金が振り込まれます。

【よくある質問】

Q 空き家の取得の際に、土地と建物(空き家)が合算された金額しかわかりませんが補助金申請は可能ですか？

A いいえ、取得の際は見積書や契約書で建物(空き家)の金額を明確にして下さい。

Q 取得費と改修費の両方で、もしくはそれぞれで補助金申請は可能ですか？

A はい、可能です。ただし、それぞれの内訳がわかる見積書が必要です。また取得費だけの申請も可能ですし、取得費が著しく安い場合は改修費だけの申請も可能です。

なお、空き家の取得に伴う取得費と改修費の補助金であるので、既に取得済みの空き家の改修は対象外です。

Q 取得費や改修費はどんなに安くてもよいのですか？

A いいえ、いずれの費用でも25万円以上(税込み)が対象です。

Q 取得費及び改修費の1/2とは？

A 例えば、取得費に120万円かかる場合は1/2の60万円が補助金となりますが限度額が50万円なので、この場合は50万円の補助金となります。

Q 改修費の見積書の中に、対象外の改修工事が含まれていますが、補助金申請は可能ですか？

A はい、可能です。見積書に記載の対象外の改修費は除かせて頂きます。

Q 現地(空き家)での立会いはありますか？

A はい、あります。改修についてのみ、箇所の確認のため、改修前と改修後に市職員が現地(空き家)に立ち入らせて頂きます。



補助金交付申請書

紋別市長 宮川 良一 様

申請者

住所 紋別市幸町2丁目1番18号

氏名 紋別 太郎 印

電話 090-0000-0000

紋別市空家等利活用支援事業

上記の事業に関し、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 取得（改修）する空家の住所

紋別市 〇〇町〇丁目〇番〇号

2 補助対象とする空家の区分

<input type="checkbox"/> 取得 <input type="checkbox"/> 改修 <input checked="" type="checkbox"/> 両方	改修がある場合は内容 床の張替え、台所、洗面台。
---	-----------------------------

3 事業の着手及び完了の予定時期 ※申請日から1週間後を着手日して下さい

着手 令和〇年 〇月 〇日 ~ 完了 令和〇年 〇月 〇日

4 補助金申請額

①補助金額（基本額）	補助対象経費（税込）の1/2 千円未満切捨（限度額50万円）	500,000円
②加算額	子育て世帯	一律50万円 500,000円
	移住者	一律50万円 0円
	中心市街地	一律25万円 250,000円
補助金申請額（①+②）	補助対象経費（税込）の1/2を超え ない範囲（限度額100万円）	1,000,000円

※添付書類

- ①世帯全員の住民票（世帯主・続柄・本籍記載有）、納税証明書及び名寄帳、②補助対象建築物の登記事項証明書及び外観写真 ③取得及び改修工事等の見積書の写し ④改修工事等を行う箇所の着工前写真 ⑤空家等であることを確認する同意書 ⑥暴力団でないことを確認する同意書